

プロジェクト リース

項目 第 479 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 479 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 17 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

変動リース料の取扱いについて

(変動リース料の定義について)

2. 事務局の提案に賛成する。

(リースに組み込まれたデリバティブの取扱いについて)

3. 事務局の提案に賛成する。

(リース負債に含める変動リース料の範囲について)

4. 事務局の提案に賛成する。
5. 変動リース料のうち、「指数又はレートに応じて決まる変動リース料」をリース負債の計上額に含めるとした事務局提案に関して、結論の背景には、文案イメージに書かれた理由のほかに、範囲に含めることが適切であると判断した積極的な根拠も記載したほうが良いと考える。

(指数又はレートに応じて決まる変動リース料に係るリース負債の当初測定および再測定について)

6. リース負債の存在を財務諸表に適切に反映できるため、事務局の提案に賛成する。

(市場賃料等の変動に伴うリース料の見直しを、指数又はレートに応じて決まる変動リース料とみなす取扱いについて)

7. 市場の変化を反映するように当事者間の協議をもって改定することができるリース料について、先行している諸外国の実務においても変動リース料として取り扱われているのか、確認したほうが良いと考える。

(指数又はレートに応じて決まる変動リース料の測定について我が国特有の選択肢を設けることについて)

8. 指数又はレートの将来の変動を見積るための十分な情報が入手できる場合には、将来の変動を見積りリース負債を算定することを会計方針として選択できる定めを設ける事務局提案について、以下のように考える。
 - (1) 会計方針として選択できる定めは、技術的な実効性があるのであれば、賛成する。
 - (2) リース開始日現在の指数又はレートがリース期間にわたり変動しないものとみなすことが合理的でない場合にも、合理的でない方法を選択できるとすることは適切でないと考える。
 - (3) 会計方針は勘定科目ごとの選択とされているが、適用によるコストを勘案すると、もう少し柔軟な取扱いができる方が良いと考える。

我が国に特有な取引等についての設例について

9. 設例におけるリース期間の示し方に関して、以下のように考える。
 - (1) 設例は、全体としてリース期間の決定に関する基本的な考え方のみを示す方が有用な設例になると考える。
 - (2) (1)の視点からは、例えば、[設例 1]普通借家契約におけるリース期間（借手が延長オプションを行使することが合理的に確実であると判断される場合）の設例に関して、延長オプションの行使を行うと判断した回数を具体的に明示せずに、解約不能期間を出発点として様々な要素を考慮して合理的に確実となるまでのリース期間を決定するとする基本的な考え方のみを示す方が良いと考える。
 - (3) 設例の中には、[設例 3]普通借地契約におけるリース期間（借手が建物の物理的使用可能期間より短い期間をリース期間とする場合）のように、年数を示すことに違和感のない設例もあることから、リース期間の示し方については、設例ごとに利用者の理解に資するという視点から検討頂きたい。
 - (4) 内容についての理解を深めるための一例として具体的なイメージを示すという観点からは設例の前提を基に判断結果としての年数を明示する方が有用と考えるが、数値を示さないのであれば、様々な要素を列挙しながら思考プロセスを示す方法が良いと考える。
10. 普通借家契約の設例は、借家契約が 1 年ごとに更新される前提で作成されているが、借地借家法上は更新後は期間の定めのない借家契約に変更されることから、

法律上の考え方に即した表現に修正した方が良いと考える。

11. 設例の修正案は、リース期間の下限を基礎として、他の要因を各々勘案してどの程度の期間をプラスしたら良いか、あるいはプラスする必要があるかを検討することにより最終的にリース期間を決定する思考プロセスが示されており、わかりやすいと考える。

貸手のオペレーティング・リースの会計処理について

12. 収益認識に関する会計基準と平仄が取れて、国際的な比較可能性を確保できることから、事務局の提案に賛成する。
13. 「収益認識に関する会計基準の適用指針」と同等の代替的な定めを検討が行われているかを確認していただきたい。
14. この会計処理の定めを設けることが、各企業において行われる一般的な重要性の検討に大きな影響を及ぼさないのであれば、事務局の提案に賛成する。

以 上